

ツーリズム振興補助金対象事業募集要領（魅力ある観光地域づくり推進事業）

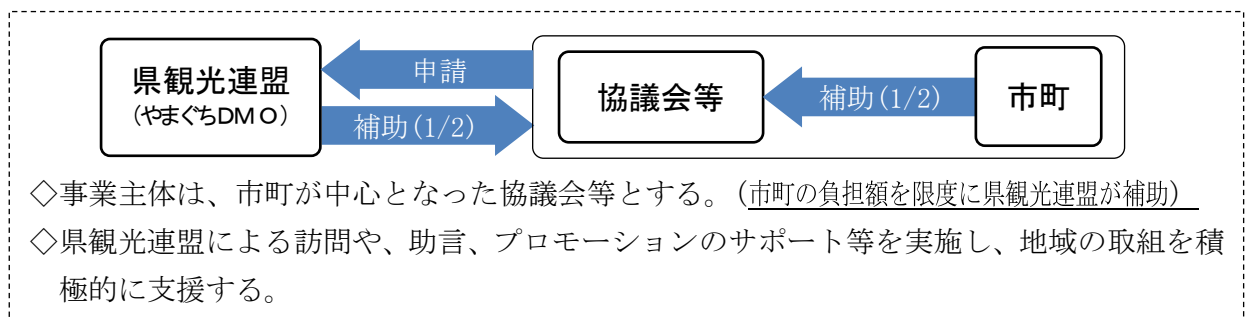
2020年 5月11日
（一社）山口県観光連盟

山口県観光連盟（やまぐちDMO）では、本県の多彩な観光資源を活かした魅力ある観光地域づくりを推進するため、ツーリズム振興補助金制度により、市町や観光協会、関係事業者など多様な主体の連携のもと、各地域が誇りや愛着を抱いている素材を活用した新たなツーリズムの創出・磨き上げ等に向けた取組を支援する。

1 補助の概要

- 《対象者》 観光協会、商工会議所等と市町の複数の団体で構成する協議会等
《補助率》 1／2以内
《限度額》 上限：2,000千円 下限：500千円
※対象経費のうち、ハード整備（施設改修等）は1／2以内
※市町の負担額を限度に県観光連盟が補助

《事業スキーム》



2 補助の対象となる事業

以下のテーマに沿った取組

- ① 観光地の周遊や滞在時間の延長、宿泊につながる取組
 - ・宿泊地域等における早朝・夜間プランの企画・実践
 - ・地域間連携による二次交通対策
 - ・スポーツや文化資源を活かした周遊促進を図る取組 等
- ② おもてなし力を高める来訪者の満足度を高める受入環境の整備
 - ・温泉街の多言語案内看板の設置
 - ・地域資源を活用した観光地の魅力向上・美装化の取組 等

※取組の結果、特に高い成果等が得られたものについては継続的な支援を行う予定

（留意事項）

既に継続的に実施している取組、単なる集客イベント、事業の企画と実施を外注（丸投げ）する取組みや、事業内容が明確に定まっていないものについては本事業の対象としない。

ただし、地域の観光客増につながる新たな取組みが展開されるものについてはこの限りではない。

また、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する恐れのある取組みについては、本事業の対象としない場合がある。

3 補助対象となる経費

旅費、謝金、人件費、消耗品費、委託・外注費（施設改修費を含む）、会場使用料等、通信運搬費、広告料、備品購入費、印刷製本費

※詳細はツーリズム振興補助金交付要綱別表参照

4 募集期間

2020年5月11日（月）～2020年7月31日（金）17時

※原則として、申請の一週間前までを目途に事前相談を受けてください。

※原則として、応募いただいた月の翌月末を目途に審査結果を通知する予定です。

※予算が無くなり次第、募集を終了させていただきます。

※募集の結果、補助金申請額の総額が予算に達していない場合は、追加募集を実施する予定です。

5 選定方法等

補助事業の選定は、連盟が設置する審査会において審査した後に、補助金を交付すべきものと認めた場合に交付決定を行います。

なお、審査は、提出いただいた申請書類による書類審査により実施します。

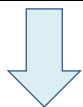
《募集等の主な流れ》

① 事前相談（申請の一週間前まで）



- ・協議会等が予め申請書類の案を作成し提出
- ・内容の確認等のため、電話や現地訪問等によるヒアリング等を実施

② 申請書の提出



- ・①で内容が確定した申請書類を提出
- ※申請の前に必ず事前相談をしてください。

③ 審査委員会による審査



- ・県観光連盟内に審査委員会を設置し事業を審査
- ・審査委員会は、毎月、1回程度開催を予定

④ 交付決定



- ・交付決定し、協議会等へ通知

⑤ 事業の実施



- ・県観光連盟による活動状況の確認や個別支援等を実施（日程等は別途調整）

⑥ 事業の完了・実績報告書の提出



- ・事業完了後20日以内又は2021年3月10日までに実績報告書を提出

⑦ 額の確定

- ・実績報告書を審査し、補助金の額を確定
- ・補助金の交付（必要に応じ概算払い）

6 申請の方法

《申請者》

観光協会、商工会議所等と市町の複数の団体で構成する協議会等

《申請書等》

所定の様式に必要な事項を記入し、県観光連盟まで郵送又は直接、持参する。

※県観光連盟のホームページから様式等をダウンロード可。詳細はツーリズム振興補助金交付要綱参照

《提出先》

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 一般社団法人 山口県観光連盟

7 問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

一般社団法人 山口県観光連盟 (担当：未成)

メール：info@oidemase.or.jp

電話：083-924-0462 FAX：083-928-5577